

水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく 水銀等の適正な貯蔵について

はじめに

水銀による地球規模での環境汚染を防止するため、水銀のライフサイクル全体を管理することを定めた、水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」）が平成25年10月に採択されました。

これを受けて、水俣条約を国内で的確かつ円滑に実施するための措置や、水俣条約よりも踏み込んだ措置を講ずる水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「水銀汚染防止法」）が平成27年の通常国会において成立し、水俣条約の発効日である平成29年8月16日に施行されました。

このパンフレットでは、水銀汚染防止法で規定している水銀及び水銀化合物（以下「水銀等」）の貯蔵指針（水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針）に基づき、水銀等を貯蔵する者（以下「水銀等貯蔵者」）に求められる、水銀等の適正な貯蔵方法について、ご紹介します。

水銀等の貯蔵とは

「水銀等の貯蔵」とは、所有権の有無にかかわらず、水銀等を現に所持し、販売、製品の製造、試験研究等のためにとっておくこと、またはためておくことをいいます。貯蔵を他者に委託した場合は、その相手方（委託先）が「水銀等貯蔵者」となります。年度途中で、製造した（例：水銀含有再生資源から回収した）または引渡しを受けた（例：外部から購入した）水銀等は、その全量が一旦は貯蔵されたものとみなします。

適正な貯蔵が必要な水銀等は、水銀及び水銀化合物のうち法令で定める要件を満たすものに限られます。

要件の詳細については、下記のガイドラインをご確認ください。

[「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドライン」](#)

（令和5年4月、Ver4.0）

指針に基づく水銀等の環境上適正な貯蔵の方法

貯蔵の容器または包装

水銀等が飛散・流出するおそれのないものとする。



エポキシ系塗料で
内面塗装された
鋼鉄製容器



ガラス製容器



樹脂製容器



水銀を樹脂製容器に入れ、ステンレス製密閉缶に収納



(左) 褐色ガラス瓶に密閉したものを、さらに緩衝材の入ったポリエチレン製の容器に密閉
(右) 水銀を入れた容器を、転倒防止のため、中に仕切りのある段ボールに収納

水銀等を貯蔵する容器・包装の例

容器・包装の表示(名称の表示)

- ・貯蔵する容器または包装に、水銀等の名称を表示する。
- ・水銀等の混合物を貯蔵している場合は、名称及びその含有量を表示する。



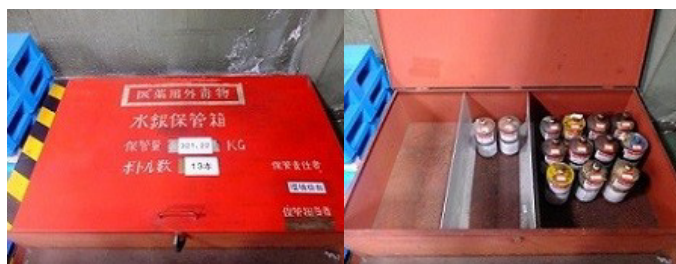
容器・包装への表示の例

貯蔵場所(名称の表示、構造)

- ・貯蔵する場所に、水銀等の名称を表示すること。
- ・貯蔵する場所に、鍵をかける設備を備える。貯蔵する場所が性質上鍵をかけることができないときは、その周囲に、堅固な柵を設ける。



水銀等の貯蔵場所とその表示の例1



水銀等の貯蔵場所とその表示の例2



水銀等の貯蔵場所とその表示の例3



水銀等の貯蔵場所とその表示の例4

他者への委託(情報提供)

水銀等の貯蔵を他の者に委託するときは、その相手方に対し、その貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を提供すること。

情報提供の例

[illegible]

委託先に渡しているイエローカード(一部)

[illegible]

委託先に渡している製品安全データシート
(SDS) (一部)

水銀等の貯蔵に関する報告の方法

一つの事業所で貯蔵する水銀等について、年度を通じて一度でも貯蔵量が30kg以上となった場合、当該年度の貯蔵状況を報告する必要があります。具体的には、事業所ごとに、当該年度（4月1日から3月31日まで）の水銀等の貯蔵状況について所定の様式に記載した報告書を、翌年度の4月1日から6月30日までの間に、国に提出する必要があります。

報告書には、管理量、処分量、委託した量などの他、指針に基づき実施した適正な貯蔵方法の具体的な内容（「指針に基づき実施した取組等」）について記載が必要です。また、書面ではなく電子形式による報告も可能です。

なお、報告をせず、または虚偽の報告をした者には30万円以下の罰金が科されます。

書面の報告書（一部）

「指針に基づき実施した取組等」まで、忘れずにご記入ください

電子形式の報告書（一部）

報告事項および報告書の作成方法・提出方法の詳細については、以下のガイドラインをご参照ください。

[「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドライン」](#)

（令和5年4月、Ver4.0）

ガイドライン・適正管理事例集

本リーフレットで紹介した内容の詳細については、下記環境省HPに掲載されている「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドライン（令和5年4月、Ver4.0）」および「水銀等の貯蔵に関する適正管理事例集（令和5年11月）」をご確認ください。

<https://www.env.go.jp/chemi/tmms/law.html>

お問合せ先

環境省環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-5521-8260 FAX:03-3580-3596

E-mail: suigin@env.go.jp